

## 第2回「高知県森林整備公社経営検討委員会」(H22.1.29) 論点整理

※委員長、特別委員以外はアイウエオ順

### (1) 論点整理

- ・ 今後の県民負担
- ・ 有利子負債の軽減対策
- ・ 分収林事業の公益性
- ・ 公益法人移行に係る債務超過対策

### (2) 各委員の意見

#### ○根小田委員長

- ・ 今後の県民の負担がどうなるのか、明確にしないと方向性は決まらない。
- ・ 公益法人への移行時の論点としてのビジネスと公益性について、整理出来るような資料が必要。

#### ○橋本(勇)特別委員

- ・ 林野庁の指導で行ってきたことで、また林業の特殊性を考えると公社を止めるということにはならないのではないか。
- ・ 公社の存廃と事業は別問題。
- ・ 今後の有利子負債対策が重要。

#### ○金子委員

- ・ 存続で無利子貸付を続けていくというのであれば、住民訴訟が起こるリスクがある。
- ・ 平成18年のグリーンピアの高松高裁の裁判例では、貸付の違法性について、地方公共団体の地理的社会的経済的事情・特性、議会の対応等を考慮して総合的に判断することと、償還可能性があったとは認められないことだけでは直ちに違法とはならないと判断されたが、償還の可能性が全くないような場合には違法とされる可能性があり注意が必要。

#### ○高村委員

- ・ 公社の事務的業務や、公社営林(A～Eランク)の現地調査は可能か。
- ・ 公社の資産として蓄積されているものは、公社が経費として使ってきたものか。
- ・ どういうものが経費として使われてきたか、その内訳をみて分析しないと、公社をどういう形にすればいいかを検討しづらいと思うので、過去の決算書を全部見ることはできないか。
- ・ 分収林の中でABCDEに分類されているもので、Aに分類されているものは収益がとれるとなっているが、それはどういうものか。

### ○武田委員

- ・今後の対策として有利子負債の軽減が最大の懸案事項。

### ○橋本（誠）委員

- ・危機的な状態にある公社は、県が合意する再建計画を公社が受け入れる必要あり。
- ・存廃それぞれのケース毎の県の負担は、イメージでも良いが金額的に出せないのか。金額が出ないと結論が出せない。
- ・借金を全部返せないとしても、今後投資する金額以上に返済が可能という所は存続、それ以外は廃止ということを提案する。

### ○森永委員

- ・事業活動収支の赤字分は県から貸付金を入れるとなれば、自動的に公社は存続となる。
- ・公益法人移行となると債務超過は問題。

### (3) 事務局

- ・本日提示している色々なパターンについては、県の方針を示したのではなく、考えられる全てのパターンを示したものである。
- ・民営化については、事業体や森林組合等を想定しており、県、公社以外との理解でお願いしたい。
- ・各々のケースについて資料不足との認識はあるが、森林資産を含む林業公社会計基準の策定、国の新たな支援策等を踏まえないと正確で具体的な数字は出ない。
- ・公社問題について色々な課題があり不確定要素があるので、3月までには具体的な方向性の結論が出ないと思うので、この検討委員会で平成22年4月から1年かけて議論して頂きたい。
- ・そのため当面公社を存続させながら、議論を継続・検討する方向でお願いしたい。